

未然予防有資格者 (PCQI) 養成講座

FSMAで求められる資格(PCQI)を取得できる講座です！

2011年に制定された「食品安全強化法 (FSMA)」では、米国内で流通する輸入食品には、CODEX HACCPを基とした安全規則への対応や食品不良の防止などが適用されるほか、当局による査察の対応、食品安全計画の作成等が求められています。

そこで愛媛県では、米国への販路開拓に取り組む県内事業者のFSMA対応を支援するため、セミナーや講習会等を実施いたします。今回は、米国食品医薬品局 (FDA) が認める基準である、The Food Safety Preventive Controls Alliance (FSPCA) が開発した「未然予防有資格者 (PCQI)」養成トレーニングカリキュラムを実施します。

本講座を成功裏に終了した参加者にはFSPCAからCertificate of Trainingが発行されます。

PCQIの資格が未取得かつ、米国への農林水産物・食品の輸出予定の方はぜひ本講座をご活用ください。

開催概要

◆**対象者** 以下①～④を満たす方

- ① 米国での販路開拓を目指す**愛媛県内**の食品関連企業で、未然予防有資格者 (PCQI) が未取得の企業。
- ② 同一の参加者が**すべてのカリキュラム (3日間)**を受講できること (代理出席不可)。
- ③ 中小企業基本法に定義する「**中小企業者**」であること。
- ④ 以下の条件のうち**いずれか**を満たす事業者であること。
 - ・愛媛県内に登記上の製造拠点がある。
 - ・愛媛県産品を主な原料としている商品を製造・輸出している。

◆**日時 (予定)**

- 2022年1月12日 (水) 10:00～18:30 (9:45から受付開始)
2022年1月13日 (木) 9:30～18:30 (9:15から受付開始)
2022年1月14日 (金) 9:30～15:30
※適宜、昼休憩、休憩をとります。
グループワークも行います。食品安全計画の作成技術向上を目指します。

◆**会場** 松山市内中心部の会議室使用予定

- ※お申込者に後日ご案内いたします。
- ※新型コロナウイルスの感染状況により、オンライン開催の可能性もあります。

◆**主催** ジェトロ愛媛、愛媛県

◆**定員** 20名 (1社1名)

◆**料金** 11,000円 (テキスト代、事務手数料等を含む)
※お支払方法は、お申込後個別に連絡いたします。
不参加によるご返金はできかねますので、予めご了承ください。

◆**プログラム (予定)**

食品安全計画の概要、CGMP、PRP、危害分析とは、食品安全計画の作成、危害要因分析、予防的管理措置、検証、妥当性確認、記録、リコール計画等、PCQI資格を取得するためにFSPCAが定めている内容

◆**参加のお願い**

- ・参加に当たっては、裏面の【新型コロナウイルス感染拡大予防について】をご確認願います。
- ・感染状況によって、開催形式がオンラインになる場合があります。その場合は事前にご連絡します。事前にZoomアプリのインストールをお願いいたします。
⇒Zoomミーティングクライアントダウンロードページ
【URL】https://zoom.us/download#client_4meeting

講師

村井京太 氏

合同会社GLOVALUTION 代表
PCQIリードインストラクター
ジェトロ輸出プロモーター



16年間の在米期間を含め20年に渡り貿易・投資に従事し、約20ヶ国の輸出先を開拓。バイヤー招聘商談会・セミナー・米国での物産展開催等、輸出支援に従事するかたわら、米国向け食品輸出に伴う、米国食品安全強化法やFDA査察、認証取得支援を含めた食品安全実務のアドバイスをを行う。

貿易アドバイザー、未然予防有資格者 (PCQI)・意図的な異物混入脆弱性評価 (IAVA)リードインストラクター・日本HACCPリードインストラクターを務める。

お申込み： <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0060171R>

お申込み締切： 2021年12月23日 (木) 17:00申込締切

12月24日 (金) 17:00参加料の入金締切

お問い合わせ： ジェトロ愛媛 (担当：本田、松本) TEL : 089-952-0015 Email : EHJ@jetro.go.jp



未然予防有資格者 (PCQI) 養成講座

米国食品安全強化法 (FSMA) の概要

【制定】 2011年1月4日

【概要】 FSMAは、食を安全に提供するために米国で制定された食品の安全に関する法律。米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品関連事業者に対応が迫られています。なお、企業規模や品目によって適用が異なります。

【背景】 米国では年間3000件以上の食品由来の死亡事故が発生しており、その未然防止策として、食品医薬品局 (FDA) の権限を多岐にわたり強化するために制定

【対象】 米国内に流通する食品の製造・輸入・販売に係る米国内外 (日本を含む) の全ての事業者

【主な内容】

①米国内外の食品関連施設のFDAへの登録義務強化 (102条)

※2016年以後、2年毎更新が必要

②FDAによる海外への査察強化 (201条・306条)

③未然予防有資格者 (PCQI) による*食品安全計画の作成義務 (103条)

*103条の「ヒト向け食品に対する予防コントロール」 (Preventive Controls for Human Food : PCHF) は、FSMAの対象となる企業にとって非常に重要な法令です。

PCHFでは、HACCPを発展させた「ハザード分析及びリスクに基づく予防コントロール」 (HARPC : Hazard Analysis and Risk-based Preventive Controls) のようなリスクベースの予防コントロールが求められます。

⇒FSMAに関する詳細情報は、以下ジェトロのHPを参照ください。

「米国食品安全強化法 (FSMA) に関する情報」

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

今後の予定 2月1日 (火) (または2月2日 (水)) 開催予定

第三弾 「食品安全計画作成のフォローアップ講習会」

【新型コロナウイルス感染拡大予防について】

本講座開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行って実施します。

参加者におかれましては、感染予防、拡散防止のため、下記についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- ① 会場内では、常時マスクの着用をお願いします。マスクをされていない方にはご来場をお断りする場合があります。
- ② 会場ではこまめに手指の消毒をお願いします。また、他の参加者、講師との接触は必要最低限とし、適切な距離をお取りいただきますようお願いいたします。
- ③ 当日、会場前にて検温を実施します。検温は3日間実施いたしますのでご協力をお願いいたします。ご来場時に37.5度以上の発熱その他の症状がある方にはご入場をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

お申込み： <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0060171R>

お申込み締切： 2021年12月23日 (木) 17:00申込締切

12月24日 (金) 17:00参加料の入金締切

お問い合わせ： ジェトロ愛媛 (担当：本田、松本) TEL : 089-952-0015 Email : EHI@jetro.go.jp

